

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 8 月24日
【会社名】	大林道路株式会社
【英訳名】	OBAYASHI ROAD CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 福本 勝司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区猿楽町 2 丁目 8 番 8 号
【電話番号】	03 (3295) 8860 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 桑原 豊
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区猿楽町 2 丁目 8 番 8 号
【電話番号】	03 (3295) 8860 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 桑原 豊
【縦覧に供する場所】	大林道路株式会社大阪支店 (大阪市北区西天満 1 丁目 2 番 5 号) 大林道路株式会社中部支店 (名古屋市中区丸の内 2 丁目18番25号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年8月22日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年8月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社普通株式について、以下を内容とする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社普通株式4,998,841株を1株に併合いたします。

株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成29年9月12日

効力発生日における発行可能株式総数

36株

第2号議案 定款の一部変更の件

本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である平成29年9月12日に当社普通株式の発行可能株式総数は36株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は9株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式の権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	414,944	792	0	（注）1	可決（99.80％）
第2号議案	414,754	982	0	（注）1	可決（99.76％）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。

2．本総会における総議決権数は449,631個、出席した株主の議決権個数（事前行使分を含む。）は415,761個であります。

以 上